

平成23年第5回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成23年5月27日（金） 午後4時00分開議

2. 招集場所 笠間市立友部公民館 2階 討議室

3. 出席者 教育委員 5名（欠席委員 なし）
事務局 13名

4. 提出された議題（議事） 以下のとおり

5. 会議の概要

（1）委員長 午後4時00分開会を宣す。

（2）事務局 教育長事務報告をする。

委員長 事務報告についての質疑を問う。

委員長 質疑なし。

（3）委員長 報告第12号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり承認する。

委員長 報告第13号 専決処分の承認を求めることについてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり承認する。

委員長 議案第18号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とするとは具体的にどのような場合ですか。

事務局 本市では、市立幼稚園の入園料が3,000円、保育料が月額5,500円となっております。今回改正となりました第3子の場合の限度額は、年額79,000円であり、笠間市の場合では、保育料が5,500円の12ヶ月分に入園料3,000円を支払うことになります。

そうすると年間額としては、69,000円になり、限度額までは達しないため、保護者が支払った年間支払額を全額補助いたします。こうした場合が当該支払額を限度とするといった場合がございます。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

委員長 議案第19号 笠間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 限度額が4,000円ぐらい上がっていますが、この金額の増額は国からの補助で出ているのでしょうか。

事務局 この制度はかなり昔からありまして、補助制度が当初は3分の1が国庫補助で、残りが市町村で負担することになっております。現実的には、去年の実績で3分の1の70%程度の補助であり、徐々に市町村の負担が大きくなっているところです。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

委員長 議案第20号 平成23年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局 原案に基づいて説明をする。

委員長 質疑を問う。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

- (3) その他
- ①原発事故による学校の放射線対応について
 - ②「学びの広場」事業及び寺子屋事業について

- (4) 委員長 午後4時57分閉会を宣す。

6. 議決事項

報告第12号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第13号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第18号	笠間市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
議案第19号	笠間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について	可決
議案第20号	平成23年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて	可決